

資料編

資料 1 障がい者数の推移

(1) 総人口及び障がい者数の推移

総人口については、平成28年3月に策定された新座市人口ビジョンを参考とし、平成29年4月1日時点の年齢別人口等を基にコーホート要因法（※）により、1歳別、男女別に推計しました。その結果、平成29年度の165,081人から平成34年度には167,147人、147人に増加することが予測されます。

身体障がい者手帳取得者数については、総人口に占める割合に目立った増減が見られないため、平成29年度の総人口に占める割合を人口推計に乗じて求めました。

療育手帳取得者及び精神障がい者保健福祉手帳取得者については、総人口に占める割合が増加傾向にあることから、平成25年度から平成29年度にかけての総人口における出現率を基に、将来の出現率を求め、人口推計に乗じることによって求めました。

難病患者数については、年度によって対象となる疾病が異なるため、最新の実績値を参考とし、平成29年度の総人口に占める割合を人口推計に乗じて求めました。

表 1 障がい者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人（％）

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総人口	162,036 (100.0%)	162,598 (100.0%)	163,169 (100.0%)	164,386 (100.0%)	165,081 (100.0%)
身体障がい者手帳	3,866 (2.39%)	3,997 (2.46%)	4,019 (2.46%)	4,169 (2.54%)	4,079 (2.47%)
療育手帳	718 (0.44%)	745 (0.46%)	784 (0.48%)	852 (0.52%)	902 (0.55%)
精神障がい者保健福祉手帳	1,061 (0.65%)	1,153 (0.71%)	1,245 (0.76%)	1,263 (0.77%)	1,380 (0.84%)
難病患者（※）	—（—％）	—（—％）	1,172 (0.72%)	1,158 (0.70%)	1,235 (0.75%)
計	5,645 (3.48%)	5,895 (3.63%)	7,220 (4.42%)	7,442 (4.53%)	7,596 (4.60%)

表 2 障がい者数の将来推計（各年4月1日現在）

単位：人（％）

区 分	推計値				
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
総人口	165,685 (100.0%)	166,184 (100.0%)	166,588 (100.0%)	166,911 (100.0%)	167,147 (100.0%)
身体障がい者手帳	4,094 (2.47%)	4,106 (2.47%)	4,116 (2.47%)	4,124 (2.47%)	4,130 (2.47%)
療育手帳	961 (0.58%)	1,014 (0.61%)	1,083 (0.65%)	1,152 (0.69%)	1,220 (0.73%)
精神障がい者保健福祉手帳	1,475 (0.89%)	1,562 (0.94%)	1,666 (1.00%)	1,686 (1.01%)	1,855 (1.11%)
難病患者（※）	1,240 (0.75%)	1,243 (0.75%)	1,246 (0.75%)	1,249 (0.75%)	1,250 (0.75%)
計	7,770 (4.69%)	7,925 (4.77%)	8,111 (4.87%)	8,211 (4.92%)	8,455 (5.06%)

※ 「コーホート」とは、年齢階層のことで、ある年の10歳の人口がn人である場合、翌年には11歳の人口がn人になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法です。

※ 「難病患者」は、埼玉県指定難病医療給付制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度等の認定を受けた方で、表1は前年度3月31日現在の人数（表1の平成25年度、平成26年度に該当する統計はなし）

※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値

(2) 手帳の等級別人数

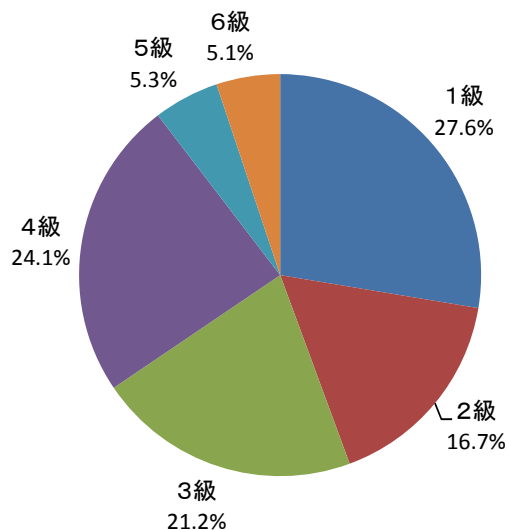
①身体障がい者手帳取得者の等級別人数

身体障がい者手帳取得者数を手帳の等級別にみると、1級が最も多くなっています。

表 手帳等級別の身体障がい者取得者数（平成29年4月1日現在）

区 分		人 (%)
重度	1級	1,127 (27.6%)
	2級	683 (16.7%)
中度	3級	863 (21.2%)
	4級	982 (24.1%)
軽度	5級	215 (5.3%)
	6級	209 (5.1%)
計		4,079 (100.0%)

単位：人 (%)



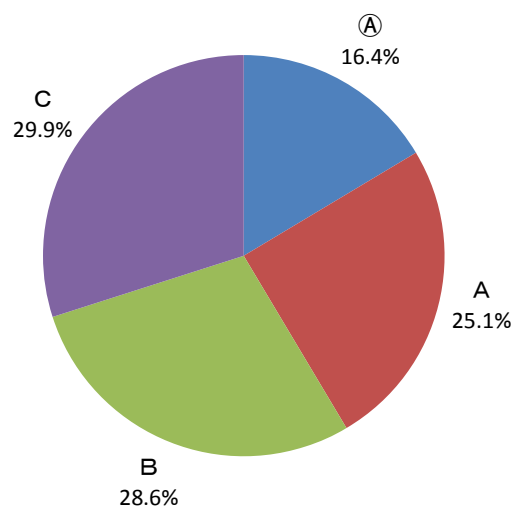
②療育手帳取得者の等級別人数

療育手帳取得者数を手帳の等級別にみると、Cの割合が最も高くなっています。

表 手帳等級別の療育手帳取得者数（平成29年4月1日現在）

区 分	人 (%)
Ⓐ	148 (16.4%)
A	226 (25.1%)
B	258 (28.6%)
C	270 (29.9%)
計	902 (100.0%)

単位：人 (%)



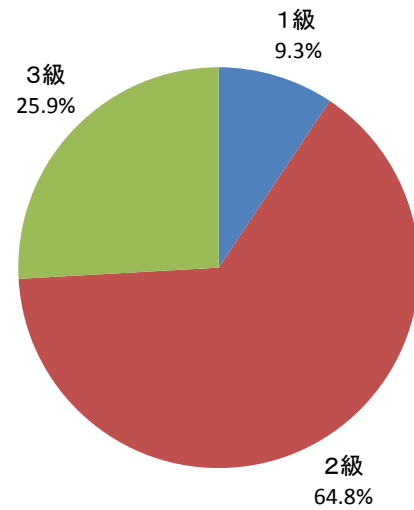
③精神障がい者保健福祉手帳取得者の等級別人数

精神障がい者保健福祉手帳取得者数を手帳の等級別にみると、2級が約3分の2を占めています。

表 手帳等級別の精神障がい者保健福祉手帳取得者数（平成29年4月1日現在）

区 分	人 (%)
1 級	129 (9.3%)
2 級	894 (64.8%)
3 級	357 (25.9%)
計	1,380 (100.0%)

単位：人 (%)



資料2 障がい者の生活や意識に関する調査の概要

この計画を策定するに当たり、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。その概要は次のとおりです。調査結果の詳細については、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査 結果報告書」（平成29年3月）をご覧ください。

(1) 調査の目的

障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、「第5次新座市障がい者基本計画」及び「第5期新座市障がい福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の対象者

調査の種類及び対象者は、次のとおりです。

調査区分	対象	対象者数
①身体・知的・精神障がい者調査	平成28年9月1日現在、18歳以上の市内にお住まいの方で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	5,731人
②難病患者調査	平成28年9月1日現在、18歳以上で、平成27年度に新座市の難病患者見舞金を受給された方	494人
③障がいのある児童調査	平成28年9月1日現在、18歳未満で、市内にお住まいの身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方又は平成27年度に新座市の難病患者見舞金を受給された方	405人
合計（①+②+③）		6,630人

※ 報告書では、①身体・知的・精神障がい者調査及び②難病患者調査の結果を合わせ、「成人調査」として集計分析を行いました。

(3) 調査の方法、調査期間及び回収率

調査方法：調査票の郵送配布・郵送回収

調査期間：平成28年10月

障がい区分	対象者数	有効回収数	有効回収率
①身体・知的・精神障がい者調査	5,731人	3,277人	57.2%
②難病患者調査	494人	310人	62.8%
③障がいのある児童調査	405人	216人	53.3%
合計（①+②+③）	6,630人	3,803人	57.4%

資料3 「第5次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会」の概要

第5次新座市障がい者基本計画の策定に当たり、新座市障がい者施策委員会の主催により、「第5次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会」を開催しました。

1 開催日時及び場所

日時：平成29年10月2日 午前10時から午前11時30分まで

場所：新座市役所第二庁舎5階 会議室5

2 意見を発表した団体

特定非営利法人にんじん畑、さくらの会、キャベツの会、特定非営利法人ふくしネットにいざ

3 意見の内容

(1) 地域での生活に関すること

ア 障がいのある人もない人も共に暮らすことができる地域づくり

- 地域で共に暮らすという点では、まだ共に暮らす、共に歩むことができていないと感じている。
- 障がいのある人もない人も一緒に地元の学校に通い、生活することが大事だと考えている。
- 障害のある人もない人も幼稚園、保育園、学校生活等の場で共に暮らしてしていくことが大切である。当事者の意見を十分に反映した制度にしてほしい。
- 障がいの早期発見・早期治療によって、学校に行く前から地域の人と生活する機会が少なくなってしまう。健常者が障がい者を差別するだけでなく、障がい者同士が差別することもある。地域で共に生活することによって、差別がなくなっていくと考えている。

イ 障がい者が参加できるイベント等の整備

- 人とのつながりを広げていきたいと考えているので、身近な地域のイベントに参画できるような環境づくりをお願いしたい。
- 第4次基本計画の「余暇活動、生涯学習活動の充実」の「障がい者スポーツ・レクリエーションの推進」等の施策の充実を図り、暮らしを豊かにする社会参加活動を進めていただきたい。

(2) 相談支援に関すること

ア 相談支援事業所の設置

- 障がい者が地域で生活してきた経験を特別支援学校に通う障がい者、中途障がい者、地域等に伝えていくことが大切である。そのためには、拠点となる相談支援事業所を南部と北部に設置することが必要だと考えている。

イ 相談支援体制の整備

- 困ったときに誰に相談していいかわからないといった意見を聞くことが多いため、第4次基本計画の「情報提供及び相談支援体制の充実」は引き続き推進していただきたい。
- 地域の中で経験のある障がい者が意見をし、共有できる場所をつくり、そこに専門的な相談も関わられるような総合的な相談窓口が必要であると考えている。
- 児童、障がい者、高齢者等の相談先が別になってしまっている。相談先を一つにまとめていただきたい。家族の中の問題を一つ一つ分けていると、うまくいかないと考えている。

(3) 福祉サービスに関すること

ア 難病患者への情報提供

- 難病患者がどのような福祉サービスを利用できるのか、分からない状況がある。難病患者が利用できる福祉サービスを手引等に詳しく記載していただきたい。

イ 障がい福祉サービスの充実

- 特別支援学校の卒業後の進路について、多くの障がい者の親が不安を感じている。市内の通所型の事業所は定員いっぱい近年は他市の施設を利用する方が増えていると聞いている。第4次基本計画の「障がい福祉サービスの充実」は今後も重点施策として取り組んでいただきたい。
- 急に体調が悪くなった場合等、緊急の問題が起きた時に、家族に障がい者がいると身動きができずに困ることがある。そのような場合は、普段どおりの日中行動を行いながら利用できる短期入所が最も好ましいため、短期入所の整備促進を強く希望する。強いこだわりがある人、医療的ケアが必要な人も利用できる事業所が必要である。

ウ 介護人等の整備

- 全身性障がい者介護人派遣事業を利用しているが、重度の身体障がい者だけではなく、ある程度の身体障がい者や知的障がい者が利用できるようになるといい。ヘルパーの人数が少ないので、この事業を利用している方が多く、1か月当たり128時間以内という規定が厳しいという意見もある。ヘルパーの増加を検討していただきたい。
- 全身性障がい者介護人の数が少ないと感じている。介護人を増やすためにも、地域の人と障がい者が歩み寄れる講座を実施してほしい。

(4) 障がい者の高齢化に関すること

ア 将来に対する不安

- 障がい者や障がい者の親の高齢化が課題である。子の独立がなく、親も子もこれからの生活を考えると、強い不安を感じている。

イ 移動手段の確保

- 障がい者の親の高齢化により、親による自動車の運転が困難になった場合、今までできていた社会活動への参加が難しくなる。第4次基本計画で位置付けられていた「移動手段の確保」が大きな課題である。市内循環バス（にいバス）の運行本数が少ないことや通所施設に通う障がい者と時間帯が合わないことが問題となっているため、ルートや時刻を変更する場合は、配慮していただきたい。また、利用者が多い時間帯の運行本数を増やしていただきたい。

ウ 相談先の問題

- 親が高齢化すると、障がい者がいる家庭ほど急激に追い込まれる傾向がある。親が認知症で相談先に訪れた場合に、親と子の意見が合わず、対応が非常に厳しくなる。社会福祉制度が細かく整備されてきた中で、どうしていいか分からない制度の隙間の問題が発生した場合、どこが責任を持つのか不明確となり対応がしにくいことがある。

(5) その他生活環境の整備に関すること等

ア 住宅確保等の支援

- 一人暮らしを希望する障がい者が住み慣れた新座市で暮らしていくため、住宅支援の充実が必要である。障がい者の支援ができるヘルパーが増えてほしい。
- 障がい者が地域で一人で暮らしていく際の住宅探しが大変であり、その後の支援も不十分な状態である。住宅を探すのは困難であるため、支援が必要である。

イ 共同生活援助（グループホーム）の整備

- ここ数年で市内にグループホームができたことは大きな変化である。自立した生活を始め、生き生きと暮らす障がい者を見ると安心する。第4次基本計画では「共同生活援助（グループホーム）の整備促進」が重点施策となっており、成果につながっていると感じているため、引き続き重点項目として取り組んでいただきたい。

ウ 福祉避難所の整備

- 福祉避難所がどこにあるかを知りたいという意見が多い。いざというときに福祉避難所の場所が決まっていると安心するため、福祉避難所の整備を進めていただきたい。

エ 公共トイレのベッドの整備

- トイレに設置してある幼児用のベッドを大人の障がい者が使用することもある。ベッドが小さいと使いづらいため、大人用のベッドの整備も必要である。

資料 4 策定体制

新座市障がい者施策委員会委員名簿

(任期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

平成30年3月1日現在、敬称略

選出区分	氏名	所属
障がい者及びその家族	鈴木 信子	—
障がい者福祉関係団体の代表者	新井 啓司	社会福祉法人にいざ
	○石井 英子	社会福祉法人新座市障害者を守る会
	石井 勝美	新座市視覚障がい者友の会
	荻原 伊佐夫	特定非営利活動法人にんじん畑
	齋藤 宗夫	特定非営利活動法人ふくしネットにいざ
	並木 則康	社会福祉法人埼玉福祉会
	花谷 幸子	新座市聴覚障害者協会
	細川 雅文	新座市身体障害者福祉会
障がい者の福祉に携わる事業に従事する者	石野 幸利	社会福祉法人新座市社会福祉協議会
	高橋 睦	堀ノ内病院
	高橋 盛也	埼玉県立和光特別支援学校
関係機関の代表者	荒井 マサ子	新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会
	坂口 智	新座市小学校長会
	貫井 恵美子	新座市民生委員・児童委員協議会
	早坂 寿々江	新座市商工会
	堀切 佳織	埼玉県朝霞保健所
	益川 昭寿	朝霞公共職業安定所
学識経験者	太田 眞智子	十文字学園女子大学
	◎平野 方紹	立教大学
市民	中島 智子	—
	甲田 由夏	—

◎は委員長、○は副委員長

新座市地域自立支援協議会委員名簿

(任期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

平成30年3月1日現在、敬称略

選出区分	氏名	所属
障がい者等及びその家族	奥山 ひとみ	—
障がい者等の相談支援事業に従事する者	石川 達也	社会福祉法人新座市障害者を守る会
	高野 通尚	社会福祉法人にいざ
障がい福祉サービス事業に従事する者	荒居 裕和	有限会社よつみ
	石川 千枝	特定非営利活動法人太陽
	石沢 美和子	特定非営利活動法人シンフォニー
	大野 聡	特定非営利活動法人ふくしネットにいざ
	岡田 博美	特定非営利活動法人暮らしネット・えん
	○川俣 真吾	社会福祉法人埼玉福祉会
	斎藤 はつえ	特定非営利活動法人にんじん畑
	佐野 雅之	特定非営利活動法人すまいる
	中村 竜志	社会福祉法人ヤマト自立センター
	比良 亜希子	特定非営利活動法人ウェルハーモニー
障がい者等の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者 市職員	鈴木 泉	新座市いきいき健康部保健センター
	八代 剛	新座市学校教育部教育相談センター
障がい者団体の関係者	一之瀬 昌明	新座市精神障害者家族会やすらぎの会
障がい者の権利擁護の関係者	安里 由香利	社会福祉法人新座市社会福祉協議会
	吉澤 満由美	新座市こども未来部こども支援課
	渡邊 郁子	新座市民生委員・児童委員協議会
学識経験者	◎坂本 佳代子	聖学院大学

◎は会長、○は副会長

資料5 策定経過

開催年月日	議題及び配布資料
平成29年 5月22日	<p>第1回新座市障がい者施策委員会 第1回新座市地域自立支援協議会（合同開催）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新座市障がい者施策委員会の委員長及び副委員長の選出について 2 第5次新座市障がい者基本計画及び第5期新座市障がい福祉計画の諮問 3 第5次新座市障がい者基本計画及び第5期新座市障がい福祉計画の策定について <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新座市障がい者施策委員会委員名簿 (2) 新座市地域自立支援協議会委員名簿 (3) 平成29年度第5次新座市障がい者基本計画及び第5期新座市障がい福祉計画策定スケジュール(案) (4) 第4次新座市障がい者基本計画の評価案について (5) 第4期新座市障がい福祉計画の評価案について (6) 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正について（平成29年3月31日障企発0331第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
平成29年 8月10日	<p>第2回新座市障がい者施策委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4次新座市障がい者基本計画評価結果報告書（案）について 2 第5次新座市障がい者基本計画骨子（案）について <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新座市障がい者基本計画（第4次計画）の進捗状況評価結果報告書（案） (2) 新座市障がい者基本計画（第5次計画）骨子（案）
平成29年 8月10日	<p>第2回新座市地域自立支援協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4期新座市障がい福祉計画の報告について 2 相談支援部会からの報告 3 子ども部会からの報告 <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4期新座市障がい者福祉計画進捗状況と課題（案） (2) 相談支援部会報告及び今後の予定 (3) 平成29年度第4回相談支援部会 開催のお知らせ (4) 平成29年度第4回相談支援部会 出欠表 (5) こども部会報告及び今後の予定 (6) リーフレットの設置についての依頼文案（2部） (7) 放課後等デイサービスってどんなところ？
平成29年 10月2日	<p>第5次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会 （第3回新座市障がい者施策委員会）</p> <p>〔配布資料〕 第5次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会資料</p>

開催年月日	議題及び配布資料
平成29年 10月20日	第4回新座市障がい者施策委員会 1 第4次新座市障がい者基本計画評価報告書について 2 第5次新座市障がい者基本計画の骨子及び素案について [配布資料] (1) 第5次新座市障がい者基本計画（素案） (2) 新座市障がい者基本計画（第4次計画）の評価結果報告書（案） (3) 新座市障がい者基本計画（第5次計画）骨子（案） (4) 第5次新座市障がい者基本計画策定に伴う公聴会の概要
平成29年 10月30日	第3回新座市地域自立支援協議会 1 第5期新座市障がい福祉計画の素案について 2 相談支援部会からの報告 3 子ども部会からの報告 [配布資料] (1) 第5期新座市障がい福祉計画の素案について (2) 相談支援部会からの報告 (3) 子ども部会からの報告
平成29年 12月15日	第5回新座市障がい者施策委員会 第4回新座市地域自立支援協議会（合同会議） 1 第5次新座市障がい者基本計画（素案）について 2 第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画（素案）について 3 計画の基本目標について [配布資料] (1) 第5次新座市障がい者基本計画（素案） (2) 第5期新座市障がい福祉計画、第1期新座市障がい児福祉計画（素案） (3) 添付資料集 (4) 第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画の基本目標（案）について
平成29年 12月22日 ～ 平成30年 1月12日	第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい福祉計画（素案）について、新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集

開催年月日	議題及び配布資料
平成30年 2月23日	<p>第6回新座市障がい者施策委員会 第5回新座市地域自立支援協議会（合同会議）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パブリック・コメント手続条例に準じた手続による市民からの意見募集の結果と回答について 2 第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画の答申案について 3 第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画の表紙について <p>〔配布資料〕</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（素案）に対する意見と考え方 (2) 第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画答申（案） (3) 第5次新座市障がい者基本計画等の冊子に使用する候補作品一覧
平成30年 3月5日	第5次新座市障がい者基本計画並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画の答申

資料6 諮問書

新障福発第541号

平成29年5月22日

新座市障がい者施策委員会

委員長 平野 方紹 様

新座市長 並 木 傑

第5次新座市障がい者基本計画について（諮問）

本市では、第4次新座市障がい者基本計画（平成23年度策定）及び第4期新座市障がい福祉計画（平成26年度策定）に基づき、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、積極的に社会に参加し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会の実現」に向けて障がい者施策の推進に努めてまいりましたが、第4次新座市障がい者基本計画が平成29年度で目標年次を迎えます。

このため、共に暮らすための新座市障がい者基本条例第16条第1号の規定に基づき、障がい者に対する支援を効果的に実現するため、新たに平成30年度から平成35年度までを計画期間とする第5次新座市障がい者基本計画を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

新障福発第542号

平成29年5月22日

新座市地域自立支援協議会

会長 坂本 佳代子 様

新座市長 並 木 傑

第5期新座市障がい福祉計画について（諮問）

本市では、第4次新座市障がい者基本計画（平成23年度策定）及び第4期新座市障がい福祉計画（平成26年度策定）に基づき、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、積極的に社会に参加し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会の実現」に向けて障がい者施策の推進に努めてまいりましたが、第4期新座市障がい福祉計画が平成29年度で目標年次を迎えます。

このため、新座市地域自立支援協議会条例第2条第2号の規定に基づき、障がい者に対する支援を効果的に実現するため、新たに平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期新座市障がい福祉計画を策定するに当たり、貴協議会の意見を求めます。

資料 7 答申書

平成30年3月5日

新座市長 並 木 傑 様

新座市障がい者施策委員会
委員長 平野 方紹

第5次新座市障がい者基本計画について（答申）

平成29年5月22日付け新障福発第541号で諮問のありました「第5次新座市障がい者基本計画」について、当委員会は、新座市地域自立支援協議会と共に慎重に審議を重ねた結果、別冊の計画案をもって、答申します。

平成30年3月5日

新座市長 並 木 傑 様

新座市地域自立支援協議会
会長 坂本 佳代子

第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画について（答申）

平成29年5月22日付け新障福発第542号で諮問のありました「第5期新座市障がい福祉計画」について、当協議会は、新座市障がい者施策委員会と共に慎重に審議を重ねた結果、「第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画」として別冊の計画案をもって、答申します。

資料8 障がい者施策の主な歩み

	新 座 市	国
平成 18年	3月 「第3次新座市障がい者基本計画」 (平成18年度～平成22年度、後に平成 23年度まで延長) 策定 5月 新座市障がい者自立支援審査会設置 10月 「障害者自立支援法」の全面施行に 伴う地域生活支援事業の開始	4月 「障害者の雇用の促進に関する法律 の一部を改正する法律」全面施行 4月 「障害者自立支援法」一部施行 10月 「障害者自立支援法」全面施行 10月 「精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律」施行 12月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律」施行
平成 19年	3月 「第1期新座市障がい福祉計画」 (平成18年度～平成20年度) 策定	9月 「障害者権利条約」署名 12月 障害者施策推進本部が「重点施策実 施5か年計画」を決定
平成 20年		5月 「障害者権利条約」発効
平成 21年	2月 新座市地域自立支援協議会設置 3月 「第2期新座市障がい福祉計画」 (平成21年度～平成23年度) 策定	12月 障がい者制度改革推進本部設置
平成 22年	3月 生活介護事業所「けやきの家」開所	6月 「障害者制度改革の推進のための基 本的な方向について」閣議決定
平成 23年	4月 就労移行支援事業所・就労継続支援 B型事業所「福祉工房さわらび」開所 4月 就労継続支援B型事業所「アイズ」 開所 4月 就労継続支援B型事業所「くるみの 木」開所 10月 新座市手話通訳者派遣センター開所	3月 障がい者制度改革推進本部が障害者 基本法改正案を決定 3月 「障害者制度改革の推進のための基 本的な方向について(第二次)」閣議決 定 8月 「障害者基本法の一部を改正する法 律」一部施行 10月 「障がい者制度改革推進本部等にお ける検討を踏まえて障害保健福祉施策 を見直すまでの間において障害者等の 地域生活を支援するための関係法律の 整備に関する法律」一部施行
平成 24年	2月 「第4次新座市障がい者基本計画(平 成24年度～平成28年度、後に平成29年 度まで延長)及び第3期新座市障がい 福祉計画(平成24年度～平成26年度)」 策定 4月 こぶしの森(新座市障がい者支援施 設)民営化、多機能型施設(生活介護 及び就労継続支援B型)に移行 4月 地域活動支援センター事業開始	10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律」施行

	新 座 市	国
平成 25年	4月 みどり学園、わかば学園を児童発達支援施設に移行 4月 障がい者相談支援事業業務委託を開始	4月 障害者の法定雇用率が引上げになる。 4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」一部施行 4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」施行 9月 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定
平成 26年	1月 地域活動支援センター「福祉工房楓」移転 4月 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例の一部を改正する条例」施行（基本理念等に係る改正）	1月 「障害者権利条約」批准 4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」全面施行 4月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」一部施行
平成 27年	3月 「第4期新座市障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）策定	1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 2月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
平成 28年	4月 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例の一部を改正する条例」施行（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に係る改正）	4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行 5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行
平成 29年	10月 地域活動支援センター「にいざ生活支援センター」移転 10月 就労継続支援B型事業所「くるみの木」移転	3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
平成 30年	3月 「第5次新座市障がい者基本期計画（平成30年度～平成35年度）並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」策定	

資料 9 用語解説

ア行

アウトリーチ（訪問支援）

本来は、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むこと。精神障がい者の支援においては、治療中断者や引きこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階からの支援を行う手法である。

あんしんサポートねっと（日常生活自立支援事業）

知的障がい・精神障がい者等に対し、福祉サービス利用の手续や日常的な金銭管理等を手伝う事業のことで、社会福祉協議会が実施している。

NPO

Non Profit Organization の略で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。平成10年にこれに法人格を与え活動を促進するための特定非営利活動促進法が成立した。

LLブック

LLはスウェーデン語の Lättläst 「やさしく読みやすい」という言葉の略であり、LLブックは知的障がい者等を対象とした「やさしく読みやすい本」である。読みやすく書かれた文章に文章の内容を示した絵や写真、記号等から構成されている。

カ行

グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のことで、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

ケアマネジメント

援助を必要としている者と地域のさまざまな社会資源の間に立って、サービス等の提供を調整し、総合的かつ継続的に援助を行い、ニーズを満たすようにする方法のことをいう。

高次脳機能障がい

事故や疾病を原因とする脳の器質的病変により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の症状があり、日常生活や社会生活に制約がある状態。症状によって精神障がい者保健福祉手帳等の対象となる。

合理的配慮

障がい者から、社会的障壁（障がい者が利用しにくい施設や制度、障がい者を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応すること。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等が挙げられる。平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。

サ行

障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて定められる障がい者の雇用割合のこと。平成30年4月1日からは雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が加えられることにより、民間企業では2.2%、国・地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%に引き上げられる。ただし、平成35年3月31日までは激変緩和措置として、精神障がい者の追加に係る法定雇用率の引上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務付け、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

障がい者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者等を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う施設のことをいう。

障がい者就労支援センター

障がい者の就労機会の拡大を図るため、市が設置している組織で、障がい者やその家族の求めに応じて職業に係る相談、就職準備の支援、職場実習の支援、職場への定着、職場の開拓に係る支援等を行う。

障がい者福祉センター

障がい者福祉の増進を図るため、市が設置している組織で、障がい者に対し、各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に提供している。

障がい支援区分

障害者総合支援法で定められている、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。障がい者からのサービス支給に係る申請に応じ、市町村審査会等を経て認定を行う。非該当及び区分1から区分6までの区分があり、区分6が支援の度合いが最も高い。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が職場で能力を発揮できるよう、また、障がい者を雇用している（しようとしている）事業者には障がいの特性や支援方法を理解してもらうため、職場で雇用管理の知識を伝えるなどの個別支援を行う。地域の障がい者職業センターに配置される配置型、障がい者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用される訪問型、障がい者を雇用する企業に雇用される企業在籍型の種類がある。

身体障がい者相談員

身体障害者福祉法に基づいて、身体障がい者の福祉の増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体障がいがある者を対象として都道府県知事等が交付するもの。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

生活サポート事業

在宅障がい児・者の社会活動等を支援するため、障がい者の一時預かりや送迎等、障がい児・者及びその家族のニーズに応じた福祉サービスを実施する民間サービス団体に市が補助を行うもので、埼玉県補助事業である。

精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として都道府県知事等が交付するもの。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

平成7年7月の精神保健福祉法の改正により創設された制度で、平成7年10月から実施された。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度である。

セルフヘルプ（セルフヘルプグループ）

セルフヘルプとは、専門家の助けを借りず、自身の問題を当事者で解決すること。また、同じ障がいや問題を抱えた当事者同士が、自主的に相互の援助活動を行うことをいう。

全身性障がい者介護人派遣事業

在宅の重度の全身性障がい者に対し、介助人を派遣することにより、自立した地域生活を支えることを目的として実施するもので、埼玉県補助事業である。

ソーシャルワーク

国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟によって「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」とされている。

障がい者支援においては、障がい者と必要な社会資源との関係調整の機能と障がい者の問題解決能力や社会とのつながりを強化する機能が求められる。

夕行

第三者評価

社会福祉事業の経営者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、2020年代初頭の全面展開を目指し、制度の見直し等、改革を進めていくものとされている。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことをいう。

知的障がい者相談員

知的障害者福祉法に基づいて、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う民間の協力者で、市町村長が委託する。

特別支援教育支援員

小・中学校において、障がいのある児童及び生徒への支援のために置かれる専門の支援員のこと、食事の補助といった日常生活の介助のほか、黒板の読み上げなどの学習サポートを行う。

ナ行

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

難病医療費助成制度の対象疾病は、平成29年4月から330疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は722疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は358疾病である。

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方をいう。

ノンステップバス

誰でもバスの乗降がしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバスのことをいう。

ハ行**発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

発達支援サポーター・発達支援マネージャー

発達支援サポーターは、発達障がい児等の発達や行動に関して、早期に気づき、早期に適切な配慮や工夫ができる保育所や幼稚園等の職員をいう。

発達支援マネージャーは、発達障がいの知識を有し、発達障がい支援に関わる障がい福祉担当や子育て支援担当等の市町村職員をいう。

いずれも埼玉県が実施する育成研修を受講すると、それぞれの修了証書が交付される。

バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと建築用語として使用されていた。障がい者だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられている。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいう。

ピアカウンセリング

同じ体験をした仲間が、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりすることで困難を乗り越える支援のことをいう。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービスのことをいう。

福祉用具

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されている。

なお、補装具とは、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等がある。

ヤ行

優先調達推進方針

平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の規定により、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るため、地方公共団体等が策定・公表し、方針に即した調達等を行うものである。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、全ての人が暮らしやすいまちや利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていきこうとする考え方のことをいう。

要約筆記

聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するもの。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者、要約筆記奉仕員を要約筆記者と同等と認められる者（市町村等で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者）をいう。

ラ行

リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。

療育手帳

知的障がい者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事等が交付するもの。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

※ 各サービスの概要については、「第4章 第5期新座市障がい福祉計画、第1期新座市障がい児福祉計画」をご覧ください。